

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇

福岡県田川市中央町1番1号

処 分 庁 田川市長

審査請求人が平成30年7月19日に提起した、処分庁が平成30年4月23日付で行った住民票の写しの交付に応じない処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 平成30年4月16日、審査請求人は、処分庁に対し審査請求人の子（以下「対象児」という。）の住民票の写しの交付申請（以下「本件交付申請」という。）を行った。

その際、審査請求人は、住民票の写しの利用目的として、対象児の親権者兼法定代理人として、対象児の自己情報開示請求を田川市教育委員会に対して行うに当たり、対象児の住所を知る必要があることを処分庁の職員に伝えた。

また、審査請求人は、本件交付申請時、自らが支援措置の加害者とされていることを処分庁の職員に述べ、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号ほか法務省民事局長ほか通知）第5の10のコの（イ）の（A）ただし書にある「（支援措置の）加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する」ことを求めた。

2 平成30年4月23日、処分庁は、本件交付申請について、審査請求人が支援措置の加害者であり、対象児は支援措置の支援対象者であったため、「支援対象者の自己情報

開示を行うための住民票の写しの交付請求であることから、支援措置の趣旨に鑑み、住民基本台帳事務処理要領第5の10のコの（イ）の（A）ただし書にある「特別の必要があると認められる場合」には該当しないと判断される」ことから、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条の3第1項に該当しないことを理由として、本件処分を行った。

- 3 平成30年7月19日、審査請求人は、田川市長に対し、本件処分の取消しの裁決を求め、また、予備的に、本件処分に係る住民票を田川市教育委員会に交付する処分をすることを処分庁に命ずる裁決を求める審査請求を行った。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、次の理由により、本件処分について取消しの裁決等を求めている。
- ア 本件処分は、その根拠となる支援措置について、対象児は審査請求人と面会しており、審査請求人がその住所を探索するに当たって住民票の交付を必要としないのだから、支援措置申出者にとって支援措置の必要性がないにもかかわらず実施しており、違法である。
- イ 本件交付申請は、審査請求人が対象児の親権者兼法定代理人としての対象児の自己情報開示請求権を行使するに当たり、必要不可欠であり、他の手段では代替できないので、住民基本台帳事務処理要領第5の10のコの（イ）の（A）ただし書にある「特別の必要があると認められる場合」に該当する。
- ウ 住民基本台帳事務処理要領は、法ではないので本件処分を行うに当たり直接的には関係ない。
- エ 本件交付申請は、法第12条の3第1号及び第2号の規定に該当する。

#### 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、次の理由により、本件について棄却の裁決を求めている。
- ア 本件に係る支援措置については、支援措置申出者から住民基本台帳事務処理要領第5の10に基づく申出がなされており、処分庁は、住民基本台帳事務処理要領第5の10のイに基づき相談機関等に必要性の確認を行い、その確認結果を受けて、支援の必要性があると判断した。また、支援措置申出者から支援終了に関する申出はなく、支援措置の期間を経過しておらず、支援の必要性がなくなったことも認め

られない。

イ 本件交付申請は、対象児の自己情報開示請求を行うために行われたもので、その手続には、対象児の住民票の添付は不要であるから、「住民票の写し自体が、請求における利用目的のため不可欠であり、他の手段では代替できない場合」に該当せず、住民基本台帳事務処理要領第5の10のコの（イ）の（A）ただし書にある「特別の必要があると認められる場合」に該当しない。

ウ 本件交付申請は、田川市教育委員会に対し対象児の自己情報の開示請求を行うことによって支援措置対象者である対象児の情報の全てを取得することが目的であるため、これによって住所を探索し得る蓋然性が高く、また、対象児の自己情報の開示請求そのものに住民票の添付は必要ないことから法第12条の3第1項柱書にある「かつ、当該申出を相当と認めるとき」に該当しない。

## 理 由

### 1 本件処分に係る法令等の規定について

(1) 法第12条の3第1項は次のように規定している。

「市町村長は、前二条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項(第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。)のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

(2) 支援措置とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ることを目的として法第12条その他の規定(法第12条の3の規定を含む。)に基づき実施するもので、その手続等は、住民基本台帳事務処理要領第5の10により、国から市区町村に

対し示されているものである。

(3) 支援措置における支援の必要性の確認

住民基本台帳事務処理要領第5の10のイの（ア）において「警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する」と示されている。

(4) 支援措置の加害者から住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出がなされた場合

住民基本台帳事務処理要領第5の10のロの（イ）の（A）において「不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。ただし、（ア）－A－（C）に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せずに目的を達成することが望ましい」と示されている。

2 本件処分の適否について

(1) 支援措置の必要性について

支援措置については、国から市区町村に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として、その適正な運用がなされるよう、住民基本台帳事務処理要領第5の10によりその手続等が示されており、それ自体、合理的な目的と内容を有するものであると解される。

したがって、この住民基本台帳事務処理要領第5の10に基づき事務処理が行われているか否かが支援措置の必要性についての判断基準となるといえる。

このことについて、支援措置申出者から処分庁に提出された「住民基本台帳事務における支援措置申出書」には、「相談機関等の意見」の欄に所定の記載により意見が付されており、この申出に基づき処分庁において確認がなされ、支援措置を決定していることから、住民基本台帳事務処理要領第5の10のイの（ア）に基づき適正に事務処理が行われていることが認められる。

また、審査請求人の主張は、本件処分に係る支援措置の申出そのものについてもその必要性がないことを訴えているが、処分庁が支援措置を行うに当たり、支援措置申

出者の申出に基づき支援措置の必要性を判断するものであって、住民基本台帳事務処理要領において加害者に疎明を求めなければならないこととはなっていない。

以上のとおり、本件処分に係る支援措置の必要性の判断は、適正な手続に基づき行われたものであって、適正かつ妥当であると認められる。

(2) 特別の必要があると認められる場合の該当性

住民基本台帳事務処理要領第5の10のコの(イ)の(A)において加害者から住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出がなされた場合は、原則として拒否するものとされている。そして、同(A)のただし書において、請求事由又は利用目的を厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する場合の方法が示されている。

よって、「特別の必要があると認められる場合」とは、その請求事由又は利用目的が支援措置の目的を踏まえた上で、それでもなお、交付すべき合理的な理由が認められるものでなければならないものと解すべきである。

これに対し、本件交付申請の目的は、対象児の自己情報の開示請求を行い、その情報を得ることにあり、対象児の自己情報とは、実施機関である田川市教育委員会が保有する対象児に係る情報の全てに相当するものであることから、当然、支援措置対象者である対象児の住所の情報を含み、又は対象児の住所の探索に利用されるおそれのある情報が含まれていることの蓋然性が高いものと解される。

よって、本件交付申請の目的は、実質的に支援措置の目的と相反するものであり、「特別の必要があると認められる場合」に該当しないことは明らかである。

このことは、審査請求人の親権者兼法定代理人としての対象児の自己情報開示請求権の有無又は自己情報開示請求における住民票の写しの添付の必要性の有無によって、判断が左右されるものではない。

したがって、「特別の必要があると認められる場合」に該当しないことから、法第12条の3第1項に規定される「かつ、当該申出を相当と認めるとき」には該当しないといえる。

(3) 以上のとおり、支援措置が適正に行われ、また、特別の必要があると認められる場合に該当しないことが明らかであることから、法第12条の3第1項の規定に該当しないことを理由として行われた本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

平成31年3月18日

審査庁 田川市長 二場 公人

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田川市を被告として（訴訟において田川市を代表する者は田川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田川市を被告として（訴訟において田川市を代表する者は田川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。